TSURUMI MANUFACTURING CO.,LTD.

最終更新日:2021年11月16日 株式会社 鶴見製作所

代表取締役社長 辻本 治

https://www.tsurumipump.co.jp

問合せ先: 社長室総務グループ総務課 TEL: 06-6911-2351

証券コード:6351

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方 ^{更新}

当社は、株主をはじめとした全てのステークホルダーの立場を認識し、透明・公正・果断な意思決定を行うため、コーポレート・ガバナンスを実効的 なものとし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を積極的に推進します。

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保すると共に、適切な権利行使のための環境整備に努めます。

すべてのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示 等に係る規則を遵守し、情報提供に努め、また適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切 な方法により迅速、正確かつ公平に開示する方針です。

2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、ツルミグループ行動規範のもと、各ステークホルダー(お客様、仕入先、社員、地域社会等)との信頼関係の維持・向上に努めます。 自らが担う社会的責任の考え方を常に念頭に置き、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。また経営理念の「水と人との やさしいふれあい」とは、「人の暮らしと切り離せない水。その大切な水を守り、コントロールする技術を提供し、人々が安心して暮らせる循環型 社会を実現する」という考え方を基礎とし、その理念のもとで事業運営を行うことが、多くのステークホルダーへの価値創造及び当社の持続的 な成長と中長期的な価値向上につながると考えております。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく開示を適切に行うと共に、法令に基づく開示以外の情報においても主体的に発信し、透明性の確保に努めます。 その中で情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識し ております。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報につい ては、任意で適時開示を行っております。

4. 取締役会の責務

当社は、透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

取締役会及び経営会議において、企業戦略等の方向性を定めております。また、取締役会規程、執行役員規程、業務分掌規程及び職務権限 決裁規程等を定めており、取締役と各部署の職務と責任を明確にすることで経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行ってお ります。

なお、監査等委員会では、監査等委員会規程に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを はじめとする役割・責務を適切に果たしております。

5.株主との対話

当社は、株主と長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主との建設的な対話が必要不可欠と考えており、当社の経営戦略に対す る理解を深めるための機会創出に努めております。また、海外投資家に対しても、建設的な対話を心がけております。また、こうした対話を通 じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を 得る努力を行うとともに、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めて おります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 ^{更新}

【原則1-2】(株主総会における権利行使)

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、出来る限り多数の株主が株主総会に出席できるよう開催日等の 設定を検討しております。また、当日出席できない株主の皆様については議決権行使書の郵送による議決権行使のほか、2022年6月開催予 定の定時株主総会にむけて電子的方法による議決権行使の利用ができるように環境整備を進めております。

【補充原則1-2】(議決権の電子行使、招集通知の英訳)

機関投資家、海外投資家を含め、株主が議決権を行使しやすい環境の提供や海外投資家に向けた英文での情報提供は必要と認識しており、 当社では2022年6月開催予定の定時株主総会にむけて、議決権電子行使プラットフォームを始めとする議決権行使の電子的方法の採用と招 集通知の英訳化につきまして準備を進めております。

【原則1-4】(政策保有株式)

政策保有株式に関する方針

当社が純投資以外の目的で保有する株式は、顧客や取引先の株式を保有することで中長期的な取引関係の維持・拡大、シナジー効果等 が期待できるものを対象としております。株式を保有することにより当社の企業価値を高め、株主や投資家の皆様の利益に繋がると判断さ れる場合において、このような株式を保有する方針としております。

その判断方法は適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは方針に合致しない保有株式については縮減を進めます。

政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式については、事業年度毎に取締役会において、純資産に占める割合を勘案するとともに、その保有の目的や合理性について

検証し、保有を継続するか否かを審議しております。

政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式における議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えており、その具体的な基準の策定・開示につきましては、今後検討を進めていきます。

【補充原則2-4】(中核人材の登用等における多様性の確保)

当社が中長期的に企業価値を創出し、継続的に発展していくために、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、ダイバーシティの推進を重要な課題と捉えております。

なお、多様性確保に向けた人材育成や社内環境整備への取り組みについては、その方針も含め、今後検討を進めてホームページ等で公開していく予定としております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状況にも影響することを踏まえ、企業年金の担当部署に 専門性を持った人材を配置して、その育成に努めつつ、運用機関に対するモニタリング等の適切な行動をとっております。

また、企業年金の運用に係る人事面・運営面での取り組み内容について、有価証券報告書等を通じた開示を検討しております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

)会社の目指すところや経営戦略、経営計画

経営理念、経営計画、行動規範、Amenics(めざす未来)をホームページ上に公表しております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針をホームページ上に公表しております。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬決定については有価証券報告書等に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役·監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員の指名·報酬等に係る評価·決定プロセスの透明性及び客観性を担保するために取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

また経営陣幹部の選解任、取締役候補の指名については、経営理念や経営方針を踏まえ、持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現に向け最善の努力を行うことができることを前提とし、的確かつ迅速な意思決定、リスク管理体制の整備、業務執行の管理・監督機能及び全部門をカバーできるバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。また、社外取締役候補の指名については、財務・会計・法務に関する知見、企業経営に関する知識や当社事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

なお、経営陣幹部の選解任、取締役(監査等委員を除く)・取締役(監査等委員)候補の指名を行うにあたっての方針と手続については、有価証券報告書等を通じた開示を検討しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の各候補者の経歴や候補者とした理由等については、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則3-1】(英語での情報開示・提供)

当社は、決算短信(第二四半期決算・本決算)については英訳化と開示を行っております。また、招集通知書については英訳化を進めております。

なお、その他の開示書類のうち必要とされる情報の英語での開示・提供については、海外投資家の比率を勘案して検討していきます。

【原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役は、経営、財務、生産等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、当社の監査等委員である社外取締役には、税理士、弁護士、公認会計士がおり、財務、法務、会計に関する適切な知見を有しております。しかしながら、ジェンダーや国際性の面における多様性の点では課題があると認識しており、今後検討を進めていきます。

なお、取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その機能の向上を図っております。

【補充原則4-11】(取締役会の全体としての考え方)

当社は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定し一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスの策定や取締役の選任に関する方針・手続の開示、ならびに他社での経営経験を有する者を独立社外取締役に含めることを検討しております。

【補充原則4-11】(取締役会の実効性の評価)

当社は、社内取締役による前年度の取締役会の実効性に関する自己評価を実施しており、それに基づき、取締役会全体の実効性について社外取締役による分析・評価をしております。

なお、開示については今後の検討事項としております。

【補充原則4-14】(取締役・監査役のトレーニングの方針)

当社は、取締役や監査等委員に対し、職責や業務上において必要な知識の習得や適切な更新等のために、様々な研鑽の機会を提供しております。

なお、取締役に対するトレーニングの方針について、開示を検討しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。

【補充原則5-1】(株主との対話を促進するための方針)

取締役会において、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針の検討・承認、ならびに以下の記載項目に則った 関示を検討しております。

- ()株主との対話全般について、下記()~()に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- () 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
-) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
- () 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- ()対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

【原則5-2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、策定した中期経営計画の大綱のみを、当社ホームページにおいて公表しております。

なお、経営戦略や経営計画の公表に当たっては、以下の項目について分かりやすい言葉・論理での明確な説明を検討しております。

- () 収益力・資本効率等に関する目標の提示
- ()その実現のための事業ポートフォリオの見直し
- ()設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等

【補充原則5-2】(事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況)

当社は、経営戦略等を策定しておりますが、具体的な内容は公表しておりません。

なお、経営戦略等の公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオの基本的な方針や、その見直しの状況について、分かりやすい説明を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、「取締役会規程」を定め、主要株主等の利害関係者や、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施することで、会社法の規定に基づく監視を行うようにしております。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示いたします。

【補充原則3-1】(サステナビリティについての取組み等)

当社の人的資本や知的財産への投資、経営戦略・経営課題と絡めたサステナビリティへの取り組みに関する情報の開示・提供については、重要な対応項目であると認識し、「地球のために」「関わるすべての人のために」を基本軸に社会・環境課題の解決にむけて事業運営に取組んでおります。なお、具体的な取組みについては、当社ホームページに記載しております。

【補充原則4-1】(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定めるところにより、経営戦略、経営計画、その他当社の経営上重要な意思決定及び業務執行の 監督を行っております。業務執行に係る事項については、業務執行を機動的に行うため、権限の多くを各業務を担当する執行役員に委任してお 1)ます

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する要件を独立性の基準として考慮の上、有価証券報告書に記載しております。また、当社独自の独立性基準を設けて独立社外取締役の候補者を選定しております。

なお、社外取締役の候補者選定にあたり、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視して選定して おります。

【補充原則4-10】(指名·報酬の諮問委員会)

当社は、現時点で独立社外取締役は4名に留まり、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会の下に独立社外取締役を構成員の過半数とする指名報酬委員会を設置しており、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4-11】(取締役の兼任状況)

取締役が他の上場会社の役員を兼務している場合は、定時株主総会招集ご通知の参考書類(候補者の場合)や有価証券報告書等において開示をいたします。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,994,300	7.97
ツルミ共栄会	1,674,856	6.69
株式会社三井住友銀行	1,242,750	4.96
株式会社T 'sコーポレーション	984,100	3.93
有限会社ツルミ興産	894,700	3.57
辻本 晃利	820,700	3.28
株式会社三菱UFJ銀行	700,990	2.80
デンヨー株式会社	648,000	2.59
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	535,900	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	525,200	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 1.ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから、2020年9月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2020年9月16日現在で3,074千株(株券等保有割合11.18%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 2.三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社から、2020年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2020年10月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合】

- 三井住友信託銀行株式会社 / 465千株 / 1.69%
- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 / 373千株 / 1.36%
- 日興アセットマネジメント株式会社 / 340千株 / 1.24%

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	4名

会社との関係(1)

正 夕			氏名						会社との関係()					
以 有	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
掛川 雅仁	税理士													
田中 祥博	弁護士													
亀井 徹三	税理士													
松本 浩	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は、」、「過去」に該当している場合は、」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は、」、「過去」に該当している場合は、」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
掛川 雅仁				税理士の立場から豊富な知識と経験による財務面、会計面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しました。

田中 祥博	弁護士としての幅広い見識と豊富な経験による 法律面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所 が規定する項目に該当するものがなく、同氏と 一般株主との間に利益相反が生じる恐れがな いと判断したため、独立役員として指定しました。
亀井 徹三	税理士の立場から豊富な知識と経験による財務面、会計面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しました。
松本 浩	公認会計士の立場から豊富な知識と経験による財務面、会計面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する機関として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会及び監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項 について、監査等委員の指示に従いその職務を行います。

また、監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒等人事権に関する事項についての決定にあたっては、事前に監査 等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査等委員会と経理・財務・内部監査等の関連部門とが連携し、外部会計監査人の十分な監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人が適正な監査を行えるよう適切に対応しております。

監査等委員会は、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況を把握・評価し、外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。

内部監査室では、計画的に各部門及び子会社に対して監査を実施しており、当該監査において確認した事項につき代表取締役に共有・報告の上、管掌取締役へ直接報告を行っております。また、監査等委員会に対して、各部門及び子会社の情報を適時適切に提供しております。なお、内部監査室員を監査等委員会事務局スタッフの一人とすることによって、必要な情報を適確に提供するための工夫を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社外取 締役

補足説明 ^{更新}

当社は、監査等委員会設置会社であり、統治機能の充実のために、取締役会の下に独立社外取締役を構成員の過半数とする指名報酬委員会を設置しており、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する要件を独立性の基準として考慮の上、また、当社独自の独立性基準を設けて独立社外取締役の候補者を選定しております。

社外取締役は全員が独立役員の資格を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 ^{更新}

後述の通り、取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、各取締役が果たすべき役割を最大限発揮することを目的に基本報酬と業績連動報酬等からなる報酬体系としております。

また、株主の皆様との株主価値を共有し中長期的に企業価値の向上を図ることを目的に、役員持株会を通じて自社株式を購入するとともに、在任中はその株式を保有する仕組みや退職慰労金制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の開示状況は、全取締役の総額を開示しており、個別での開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無^{更新}

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会がその役割や責務を適切に遂行すべ〈実効性の確保と向上を図る上で、各取締役が果たすべき役割を最大限発揮することを目的に基本報酬と業績連動報酬等からなる報酬体系としており、業績連動報酬は、役位別に定める基準額に対し、評価指標(連結数値を含む前期業績や重要な課題実行計画)の計画達成率ごとに設定した役位係数を乗じた額を毎月定額で現金支給しております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会で、業績・経営内容・経済情勢及び各管掌業務の遂行結果等を考慮した上で、各取締役の個人別の報酬等の具体的内容を審議し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会で決定することを方針としております。当該方針により、指名報酬委員会において、個人別の役割や職責等に基づき報酬額を審議し、取締役会の決議を経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、基本的に固定報酬(基本報酬及び業績連動報酬)である月額報酬のみで構成されております。取締役 (監査等委員)の報酬等は、その役割や独立性を考慮し基本的に固定報酬である月額報酬(基本報酬)のみで構成されております。 ただし、取締役(監査等委員を除く)および取締役(監査等委員)である社外取締役に対して、業績が計画を上回り、従業員に対する業績連動賞与 を支給する場合には、これに準じた割合で、固定報酬とは別に、取締役賞与を支給することがあります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては定例取締役会の場で、また、必要に応じて取締役より情報を伝達しております。また、内部監査室員を監査等委員会事務 局スタッフの一人とすることによって、必要な情報を適確に提供するための工夫を行っております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) **更新**

経営の基本方針、法令等で定められた事項や重要事項は取締役会を開催し決定することとしており、社外取締役が経営に対するチェックとリスク 管理及び取締役の職務執行について客観的立場から監視するとともに、コンプライアンス管理委員会・リスク管理委員会を設置し、不正を含めた リスク評価を行う体制としております。

また、社外取締役は独立的、客観的な立場から、定例取締役会で妥当性、適法性等に関するアドバイス及び経営の監視を行うとともに、取締役 会、内部監査部門、監査法人との情報交換を図ることにより客観的、中立的な立場で経営監視の役割を十分に果たしているため、現状の体制とし ております。

なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営の効率化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行責任範囲の 明確化と業務執行機能の向上によるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るために、執行役員制度を導入しております。

会計監査の状況につきましては、東陽監査法人を会計監査人に選任しており、期末に限らず年間を通じて適宜監査を受けております。当社の会 計監査の業務執行社員は公認会計士川越宗一、山本恵二の2名であり、いずれも監査継続年数は7年を超えておりません。また、当社の会計監 査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等2名であります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営管理体制の充実が求められるなか、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の整備と運用を確立することにより、経 営の意思決定の効率化を図り、企業価値を高めるとともに法令等の遵守及び経営の透明性の向上に努めることを経営課題の一つと位置づけて おります。

また、取締役及び従業員が法令、定款、企業倫理を遵守し、業務の適正を確保しつつ、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するために、現状 のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様に、より議案の検討の時間を持って頂けるよう、法定期日よりも早期に株主総会招集通知の発送を行うこととしております。なお、2021年6月25日に開催した第70回定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日より2日早〈発送を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきということは認識しており、株主総会集中日と重ならないよう、開催日設定の調整に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催予定の定時株主総会にむけて、電子的方法による議決権行使の利用ができるように環境整備を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2022年6月開催予定の定時株主総会にむけて、議決権電子行使プラットフォームを始め とする議決権行使の電子的方法の採用につきまして準備を進めております。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年6月開催予定の定時株主総会にむけて、招集通知の英訳化につきまして準備を進めております。
その他	株主総会において事業報告等をビジュアル化し、わかりやす〈説明しております。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自 よる説 明の 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主・投資家の皆様に対して投資判断に影響を与える重要情報の開示については、会社法等関連法令並びに東京証券取引所の適時開示規則等に従って情報開示を行っております。また、重要情報に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様に有用と判断される情報については、可能な限り適時開示致します。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	アナリスト・機関投資家と個別ミーティングを随時実施しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家と個別ミーティングを随時実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信(英文要約含む)、四半期決算短信(第2四半期英文要約含む)、有 価証券報告書、株主通信、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は社長室総務グループ 総務課であります。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、ツルミグループ行動規範を制定し、その中で各ステークホルダーの立場を尊重することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	大阪本店、各支店、工場等においてISO14001の認証を取得し、環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「適時開示規程」を制定し、適時・適切な開示活動に努めるよう、情報提供に係る方針等を 策定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役及び従業員が法令、定款、企業理念を遵守し、業務の適正を確保しつつ、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備、運用することが重要と考えております。

内部統制システムの整備状況としましては、コンプライアンス基本規程、財務報告に係る内部統制の整備・運用規程、リスク管理基本規程等の規程を整備することにより手続を定めており、内部監査室が内部監査を実施しております。

なお、経営成績、株価、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した場合、所管部署より取締役会に報告し情報の共有化を図り、リスク対策を検討するとともに、必要に応じて社外取締役、会計監査人、弁護士等の助言指導を受けております。また、コンプライアンス管理委員会・リスク管理委員会により、不正を含めたリスク評価を行う仕組みとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持ちません。

さらに、反社会的勢力からの不当要求があった場合には、警察、弁護士等との連携を密にし、組織全体として対応にあたります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無が

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



